その表示、大丈夫ですか?



2020年度

ペット用品の 開発者・販売者 対象説明会

オンライン開催

【講習会】

初 不当景品類及び 不当表示防止法

医薬品医療機器等法 ほか



2020 11/26(未) 13:30~17:00

ZOOM(ウェビナー)によるオンライン生配信(一部事前録画映像がございます。)

聴講料 会員:無料 非会員:3,000円(税込)

プログラム

[開会挨拶]

一般社団法人日本ペット用品工業会 会長 赤津 功一

[来賓挨拶]

経済産業省 製造産業局 生活製品課

①不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)講習会 消費者庁 表示対策課

『景品表示法の概要と違反事例について』

②医薬品医療機器等法講習会

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

『ペット用品の医薬品医療機器等法上の表示に関する取扱いについて』

- ③ペット用デンタル用品等の薬事に関する適切な表記のガイドラインについて
- ④ペット用シャンプー用品等の薬事に関する適切な表記のガイドラインについて
- ⑤犬具に関するJIS規格について

『飼い犬用引き紐一強度および表示 JIS S9100:2018』

お申し込み方法

参加をご希望の方は 当会ホームページのトップページより お申し込みください。



http://jppma.or.jp/

日本ペット用品工業会



工業会Webサイトのバナーからお申込みください。



2020年11月13日(金)

※定員になり次第締切

※いただいた個人情報は、今後、本説明会のお知らせや日本ペット用品工業会が主催するセミナー、イベント等ので案内をするために使用いたします。利用目的以外の無断使用、第三者への無断提供はいたしません。

JPPMA

開発者・販売者は必ず知っておきたい

ペット用品の表示や景品に関する法律



表示ってなに?

表示とは、自社の製品やサービスの品質や規格、内容、価格などの取引条件について事業者が顧客を誘引する ための手段として消費者に知らせるもの全般を指します。容器やパッケージ、ラベルはもちろん、ポスターやチ ラシ、カタログやパンフレット、新聞やテレビなどのメディア広告、インターネット上の広告など、あらゆる広告 も表示に含まれます。

不当景品類及び不当表示防止法とは

「景品表示法」とも言います。商品やサービスの品質や 内容、価格などを実際より良く見せかける表示を規制 するとともに、過大な景品類の提供を規制するための 法律です。

景品表示法は、より良い商品やサービスを消費者が安 心して選べる環境を守ることを目的としています。

景品表示法講習会

「景品表示法の概要と違反事例について」

- ・不当景品類及び不当表示防止法の概要について
- ・違反事例など
- ①不当表示の禁止
- ◎優良誤認表示の禁止
- ◎有利誤認表示の禁止
- ◎その他、誤認される恐れがある表示の禁止

②景品類の制限及び禁止

- ○一般懸賞による景品類の提供制限(最高額・総額)
- ○共同懸賞による景品類の提供制限(最高額・総額)
- ◎総付景品の提供制限(最高額)

③事業者が講ずべき措置

- ◎景品表示法の考え方の周知・啓発
- ○法令遵守の方針等の明確化
- ◎表示等に関する情報の確認と共有
- ◎表示等を管理するための担当者等を定めること
- ◎表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために 必要な措置をとること
- ◎不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ 適切な対応

医薬品医療機器等法(薬機法)とは

正式名称は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律し医薬品、医療機器等の 品質・有効性・安全性の確保、製品の製造・表示・販売・ 流通・広告などについて細かく定めた法律です。

動物用医薬品や動物用医薬部外品も対象ですので、 ペット用品等の雑品が医薬品的な表示を行うとこの法 律により罰せられます。したがって、ペット用品を取り 扱う者は、知っておくべき法律です。

薬機法講習会

「ペット用品の医薬品医療機器等法上の表示に 関する取扱いについて」

[講習内容]

- ・医薬品等の医薬品医療機器等法上の定義と規制
- ・医薬品等に該当するか否かの考え方
- ・医薬品的表示の考え方
- ・ただちに医薬品的表示に該当しないと判断された例

ペット用品の表示ガイドラインの説明

①ペット用デンタル用品等の薬事に関する適切な 表記のガイドライン

ペットの口内に使用するデンタルケア用品について、「医 薬品的な表記と判断される場合」と「医薬品的な表記と 判断されない場合」について、具体的な事例を交えて説明 します。

②ペット用シャンプー等の薬事に関する適切な 表記のガイドライン

ペットの身体に使用するケア製品(シャンプー、リンス、皮 膚クリーム、ローション、シャンプータオル、身体用ウェッ トティッシュ、ブラッシング剤、耳・目周り・肉球など体の 部分ケア剤、入浴剤、香水など)について、「医薬品的な表 記と判断される場合」と「医薬品的な表記と判断されな い場合」について具体的な事例を交えて説明します。

犬具に関するJIS規格について

平成30年3月20日に制定された飼い犬用引き紐のJIS規格(JIS S9100:2018)に関する品質や試験、運用等について説明します。